

令和7年8月29日

お 知 ら せ

公益財団法人しまね女性センター
理事長 多々納 道子

「あすてらす」における使用料の改正について

島根県立男女共同参画センターをご利用いただきありがとうございます。
います。

標題につきましては、施設の改修等により県において別紙のとおり
使用料規則（設備・備品）の改正が行われました。

規則の施行日は**8月29日**です。

なお、8月29日より前にお申し込みをされた利用料については
改正前の料金を適用します。

担当者

公益財団法人しまね女性センター

常務理事・事務局長 清水 克典

電 話：0854-84-5524

E-mail：asu-06@asuterasu-shimane.or.jp